

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重）→ より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等

① 校内支援体制の充実

- 支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応

教務主任
通級指導担当
学級担任 等

校内委員会の機能強化

中心的な役割を担う
特別支援教育コーディネーター

校内委員会の再点検、障害者理解教育の推進

通常の学級でできる支援策を検討した上で、通級による指導や特別支援学級の必要性を検討

わかりやすい授業の工夫

通常の学級

発達障害や障害の程度の重い児童生徒が在籍

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用

専門家等からの支援

特別支援教育支援員

ICTの活用
合理的配慮

② 通級による指導の充実

- 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要
- 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、自校通級や巡回指導を促進
- 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
- 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導体制等の在り方を検討

通級による指導

自校通級



巡回指導



※ 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など在籍者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

特別支援学校

③ 特別支援学校のセンター的機能の充実

- 特別支援教育に関する専門的な知識や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実



特別支援学校のセンター的機能の発揮

④ インクルーシブな学校運営モデルの創設

～特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営～

- 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援
- 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現



小中高等学校



柔軟な教育課程・指導体制



特別支援学校

- 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行い、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。